

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成期間	助成率	助成限度額	助成(採択)要件(審査基準)
農工商連携による地域活性化事業	<p>新商品等開発・販売力強化事業</p> <p>中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用して行う、新商品・新役務の開発事業並びに開発した新商品・新役務の販売力を強化し、販路を開拓するために新たに取り組む事業</p>	<p>①創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者と農林漁業者との連携体</p> <p>②自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体</p>	<p>【新商品・新役務開発関係】</p> <p>①開発しようとする新商品・新役務に対する需要調査、技術習得情報入手経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>②新商品・新役務の研究開発費(デザイン開発経費を含む)(謝金、旅費、研究開発事業費、事務費、委託費、機械装置・工具器具費)</p> <p>③開発した新商品・新役務の求評会、公開講習会等の開催等経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>④新商品・新役務の開発に必要な技術の習得等、人材育成のために行う研修会等の開催又は参加経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>【農工商連携事業計画策定】</p> <p>①計画策定に要する経費(旅費、事務費)</p> <p>②アドバイザー・コンサルタント委嘱経費(謝金、旅費、委託費)</p> <p>③市場動向調査に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>【販売力強化関係】</p> <p>⑤専門家の委嘱等により行う販売力強化のための調査、指導、計画立案等に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>⑥販売力強化に必要な知識、技術等を習得するための講座、研修会、講演会等の開催に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>⑦インターネット等ITを活用して販売力を強化するために要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>⑧広告宣伝に要する経費(事務費、委託費)</p> <p>⑨資料(チラシ、パンフレット等)の作成及び発送に要する経費(事務費、委託費)</p> <p>⑩見本市等のソフト事業の実施及び出展に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p>	最長3年	2/3以内	<p>(通常分)</p> <p>3年間で 上限1500万円、 下限150万円 1年間で 上限500万円 下限50万円</p>	<p>・事業者にとって新しい取り組みであること</p> <p>・新商品・新役務開発において事業内容に新規性、独創性(テーマ性)、先取性があること。</p> <p>・販売力強化及び販路開拓において課題を明確に把握していること。また、その課題を解決し得る事業であること</p> <p>・事業内容が社会情勢、市場ニーズ等に合致しており、企業化(事業化)の見通しがあること。</p>

- ※ 助成対象経費について、助成先の従業員にかかる人件費は助成対象外とする。
- ※ 中小企業者側が連携体の構成員より調達する農林水産物は、利益をのせない原価取引(市場価格未満)で調達する場合のみ対象経費とする(原価証明の提出を要す)。
- ※ 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。
- ※ 「機械装置・工具器具費」のみの申請は認めない。
- ※ 「農工商連携事業計画策定」のみの申請は認めない。
- ※ 「新商品等開発」のみ実施する場合の助成期間については最長2年、「販売力強化」のみ実施する場合の助成期間は1年とする。